⑺　本工事は、別に公示する特定建設工事共同企業体（以下、「特定ＪＶ」という。）の資格決定を受けた者と一般競争参加資格の決定を受けている者（以下、「単体有資格業者」という。）が競争参加することができる「混合入札」の方式によるものである。

⑻　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式のうち、品質確保のための体制、その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。

　また、港湾関連民間技術評価制度の認定技術等（以下、「港湾民間技術」という。）を効果的に活用するための試行工事でもある。

⑼　本工事は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承認経路の自動化と電子納品を実施する。

⑽　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、入札時ＶＥ方式（総合評価落札方式）の提案範囲を除く。

⑾　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑿　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

⒀　本工事は、見積参考資料（金抜き設計書）を開示する試行工事である。

⒁　本工事は、中間前金払に代わり、出来高に応じた部分払いを選択することができる、「出来高部分払方式」の対象工事である。

　なお、選択に当たっては、落札決定後、速やかに支出負担行為担当官に通知するものとする。

⒂　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行う「総価契約単価合意方式」の対象工事である。

　なお、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式も可能とする。

2　競争参加資格

　次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定ＪＶ又は単体有資格業者であること。

　なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、当該工事について特定ＪＶとしての競争参加資格決定を受けること。（構成員数は２社とする。）

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　中部地方整備局における平成27・28年度港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　中部地方整備局における平成27・28年度港湾等鋼構造物工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が、1,100点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中部地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該平成27・28年度港湾等鋼構造物工事における客観点数が上記点数以上であること。）なお、特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、上記の客観点数を1,100点以上とする。

⑷　平成13年４月１日以降かつ競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日までに元請けとして完成・引き渡しが完了した、以下に掲げる同種工事実績を有すること。（共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）

　経常建設共同企業体である場合は、すべての構成員が①に掲げる同種工事を施工した実績を有すること。

　なお、当該施工実績が全地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局の発注した工事（港湾空港関係）に係る施工実績である場合にあっては、「請負工事成績評定要領」（平成25年３月29日付け国港技第112号）第５条第２項に規定する工事成績評定表の評定点合計が65点未満のものを除く。

①　単体有資格業者及び特定ＪＶの代表者にあっては、ａ）からｃ）までに掲げる基準をすべて満たす鋼橋を自ら製作及び架設した工事の施工実績を有すること。

　なお、ａ）からｃ）までは、同一工事であること。

ａ）道路橋（Ｂ活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く。）の工事。

ｂ）構造形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋以外の鋼橋の工事。ただし、鋼床版橋は対象とする。

ｃ）最大支間長が30m以上の工事。

②　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、a’）及びb’）に掲げる基準をすべて満たす鋼橋を自ら製作及び架設した工事の施工実績を有すること。

　なお、a’）及びb’）は、同一工事であること。

a’）道路橋（Ｂ活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く。）の工事。

b’）構造形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋以外の鋼橋の工事。ただし、鋼床版橋は対象とする。

⑸　標準的な施工方法が適正であること。（入札説明書参照）

⑹　次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に配置できること。ただし、現地での架設期間については専任で配置できること。（現地での架設期間は平成29年１月から平成29年９月を予定している。）

　架設現場の配置予定技術者と製作現場（工場）の配置予定技術者は同一でなくてもよい。ただし、架設現場の配置予定技術者は、①から⑤の基準を満たす者であること。また、製作現場（工場）の配置予定技術者は①④⑤の基準を満たす者であること。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　単体有資格業者及び特定ＪＶの代表者にあっては、平成13年４月１日以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、ａ）及びｂ）に掲げる基準をすべて満たす鋼橋を架設した施工実績の経験を有すること。

　なお、ａ）及びｂ）は、同一工事であること。

ａ）道路橋（Ｂ活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く。）の工事。

ｂ）橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋の工事。ただし、鋼床版橋は対象とする。

③　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、平成13年４月１日以降かつ申請書及び資料の提出期限の日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、a’）及びb’）に掲げる基準を満たす鋼橋を架設した施工実績の経験を有すること。

　なお、a’）及びb’）は、同一工事であること。

a’）道路橋（Ｂ活荷重）又は鉄道橋（モノレール及び新交通システムに係るものを除く。）の工事。

b’）橋梁形式が鈑桁橋及び単純箱桁橋を除く鋼橋の工事。ただし、鋼床版橋は対象とする。

④　監理技術者にあっては、指定建設業監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。

⑤　配置予定の管理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、中部地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑻　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。